

## 川崎市障害者雇用推進会議要綱

### (目的及び設置)

第1条 障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、本市における障害者の雇用の促進に努めるため、川崎市障害者雇用推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者活躍推進計画に関すること。
- (2) その他障害者の雇用の推進に関すること。

### (委員)

第3条 推進会議の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務企画局人事部長
- (2) 総務企画局人事部人事課長
- (3) 総務企画局総務部庶務課長
- (4) 総務企画局人事部人材育成課長
- (5) 総務企画局人事部労務厚生課長
- (6) 総務企画局人事部総務事務センター室長
- (7) 総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長
- (8) 財政局財政部庶務課長
- (9) 財政局財政部財政課長
- (10) 財政局資産管理部契約課長
- (11) 市民文化局市民生活部庶務課長
- (12) 経済労働局産業政策部庶務課長
- (13) 環境局総務部庶務課長
- (14) 健康福祉局総務部庶務課長
- (15) 健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課長
- (16) こども未来局総務部庶務課長
- (17) まちづくり局総務部庶務課長
- (18) 建設緑政局総務部庶務課長
- (19) 港湾局港湾振興部庶務課長
- (20) 臨海部国際戦略本部事業推進部担当課長

- (21) 危機管理本部危機管理部担当課長
- (22) 市民オンブズマン事務局担当課長
- (23) 会計室審査課長
- (24) 川崎区役所まちづくり推進部総務課長
- (25) 幸区役所まちづくり推進部総務課長
- (26) 中原区役所まちづくり推進部総務課長
- (27) 高津区役所まちづくり推進部総務課長
- (28) 宮前区役所まちづくり推進部総務課長
- (29) 多摩区役所まちづくり推進部総務課長
- (30) 麻生区役所まちづくり推進部総務課長
- (31) 上下水道局総務部庶務課長
- (32) 交通局企画管理部庶務課長
- (33) 病院局総務部庶務課長
- (34) 消防局総務部人事課長
- (35) 教育委員会事務局総務部庶務課長
- (36) 教育委員会事務局職員部教職員企画課長
- (37) 選挙管理委員会事務局選挙部選挙課長
- (38) 監査事務局行政監査課長
- (39) 人事委員会事務局調査課長
- (40) 人事委員会事務局任用課長
- (41) 議会局総務部庶務課長

(委員長)

第4条 推進会議に委員長を置き、委員長には、総務企画局人事部長をもって充てる。

2 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(関係職員の出席)

第6条 推進会議において必要があると認めるときは、委員長は、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(検討部会)

第7条 第2条に定める事項の具体的な検討を行うため、会議に検討部会を置くことができる。

2 検討部会は、検討の必要な事項に応じて置くものとし、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は、委員長が指名した者をもって充てる。

4 部会員は、部会長の指名した者をもって充てる。

5 検討部会の会議については、前2条の規定を準用する。この場合において、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、総務企画局人事部人事課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、昭和56年12月21日から施行する。

附 則

この改正要綱は、昭和63年8月11日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成3年8月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成6年7月28日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成7年8月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和2年3月17日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和6年4月1日から施行する。